

○厚生労働省令第百五十二号

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令（令和三年政令第二百五十号）の施行に伴い、並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）第二条第十五項及び第七十六条の四の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年九月八日

厚生労働大臣 田村 憲久

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定薬物)</p> <p>第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。) 第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。</p> <p>一〇九十六 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>九十七〇百十三 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>百十四〇二百二十七 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>二百二十八〇二百三十九 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>二百四十〇二百六十八 (略)</p> <p>二百六十九〇二百九十八 (略)</p> <p>(医療等の用途)</p> <p>第二条 法第七十六条の四に規定する医療等の用途は、次の各号に掲げる用途とする。</p>	<p>(指定薬物)</p> <p>第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。) 第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。</p> <p>一〇九十六 (略)</p> <p>九十七 一(ジエチルアミノ)エチルニ(四イソプロポキシベンジル)ニ五ニトロベンズイミダゾール及びその塩類</p> <p>九十八〇百十四 (略)</p> <p>百十五 一(一・二ジフェニルエチル)ピペリジン及びその塩類</p> <p>百十六〇二百二十九 (略)</p> <p>百三十 五ペンチルニ(ニフェニルプロパンニイール)ニ・五ジヒドロニHピリド「四・三b」インドールニオン及びその塩類</p> <p>二百三十一〇二百四十二 (略)</p> <p>二百四十三 メチルニ三・三ジメチルニ「一(ペンタ四エン)ニイル)ニHニインダゾールニ三カルボキサミド」ブタノアート及びその塩類</p> <p>二百四十四〇二百七十二 (略)</p> <p>二百七十三 一「ニ(三ニメトキシフェニル)シクロヘキシル」ピペリジン及びその塩類</p> <p>二百七十四〇三百三 (略)</p> <p>(医療等の用途)</p> <p>第二条 法第七十六条の四に規定する医療等の用途は、次の各号に掲げる用途とする。</p>

一〇五 (略)
 六 前各号に掲げる用途のほか、次の表の上欄に掲げる物にあつては、それぞれ同表の下欄に掲げる用途

(略)	(略)
(削る)	(削る)
(略)	(略)

七 (略)

一〇五 (略)
 六 前各号に掲げる用途のほか、次の表の上欄に掲げる物にあつては、それぞれ同表の下欄に掲げる用途

(略)	(略)
物 塩類及びこれらを含むもの	学術研究又は試験検査の用途(ただし、第一号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。)
(略)	(略)

七 (略)

附 則

- 1 この省令は、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令（令和三年政令第二百五十号）の施行の日から施行する。
- 2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。